

# 第 1 0 期市町村分別収集計画

令和 4 年 6 月

鳥取県東部広域行政管理組合  
(鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町)

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集 に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の「3R」であるリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）への取り組みを進め、廃棄物の減量、最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・環境教育の充実及び住民への啓発活動の推進

## 3 計画期間

本計画の計画期間を令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直しを行う。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙製容器包装（飲料用紙製容器、段ボール）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)

(単位:t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	5,761	5,677	5,619	5,562	5,515

【内 訳】

(単位:t)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	主としてスチール製の容器	132	128	125	123	121
	主としてアルミ製の容器	252	247	241	237	232
	無色のガラス製容器	477	466	459	448	440
	茶色のガラス製容器	521	505	498	488	478
	その他のガラス製容器	211	206	201	199	194
	主として段ボール製の容器	579	573	569	565	564
	主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	21	21	20	20	20
	主としてポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	408	404	401	399	398
	主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	3,160	3,127	3,105	3,083	3,068
	うち白色トレイ	27	27	27	27	27
合 計	5,761	5,677	5,619	5,562	5,515	

注) 容器包装廃棄物排出量見込みの推計方法は第9項参照

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)

住民・事業者・行政の三者が連携し、ごみの排出抑制を推進していくために、ごみを少なくする習慣やシステムの形成・推進に努める。取り組む施策は次のとおりである。

### (1) 環境教育、啓発活動の充実

#### ① 住民参加型施設の活用等

住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」の積極活用等を行う。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」の積極活用等を行う。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の「リファーレンいなば」での啓発活動に加え、出前授業やリサイクル教室の開催を行う。</li> <li>・小学校の児童による見学に加え、園児に楽しく学んでいただけるプログラムを作成し、実行する。</li> <li>・環境情報の発信を行う。</li> </ul>

#### ② リサイクルイベント等の開催

住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルフェスティバルや環境学習・生涯学習、環境美化活動等へ積極的に参加・協力し、排出抑制や環境保全の重要性等を再認識する。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルイベントや環境学習会等開催の趣旨を理解し、開催に協力する。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルフェスティバルや環境学習会等を開催する。</li> </ul>

### (2) 適正排出の普及・啓発

住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビン類、缶類、ペットボトル等は洗浄し分別区分に応じて排出するなど、ごみ処理・再生利用を考えた排出を行うことに努める。</li> <li>・新聞や雑誌など集団回収が行われている資源物に関しても、不適物を排除する等、リサイクルが適正に行われるように努める。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの分別を推進するため、ホームページ・チラシ・冊子等を作成し、配布する。</li> <li>・要望に応じて、説明会や講習会を開催する。</li> <li>・環境衛生委員等と協力し、普及・啓発を行う。</li> </ul>

(3) 事業者啓発の推進

住 民	・事業者啓発の趣旨を理解し、協力する。
事 業 者	・容器包装リサイクル法等の法的義務に対応する。 ・レジ袋の使用削減、過剰包装の自粛等に努め、ごみの発生抑制に努める。
行 政	・啓発活動を推進する。

(4) ごみ減量化に関する施策

① ごみの有料化

住 民	・ごみの有料化の目的やその効果などに関してよく理解し、ごみの減量化に取り組む。
行 政	・ごみ排出抑制のインセンティブ（動機付け）となるよう、適正価格等について継続して検討し、施策を実施する。

② ライフスタイルの見直し

住 民	・マイバッグの持参、リユースなど、ごみの排出量を削減する。
事 業 者	・マイバック運動等の趣旨を理解し、協力する。
行 政	・モニター家庭を募り、ごみ環境家計簿の実践を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(容器包装リサイクル法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別区分
○主としてスチール製の容器 ○主としてアルミ製の容器	資源ごみ
○無色のガラス製容器 ○茶色のガラス製容器 ○その他のガラス製容器	
○主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。) ○主として段ボール製の容器	古紙類
○主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
○主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	プラスチックごみ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	132t		128t		125t		123t		121t	
主としてアルミ製の容器	252t		247t		241t		237t		232t	
無色のガラス製容器	(合計) 321t		(合計) 315t		(合計) 311t		(合計) 302t		(合計) 296t	
	(引渡数量) 321t	(独自処理数量)	(引渡数量) 315t	(独自処理数量)	(引渡数量) 311t	(独自処理数量)	(引渡数量) 302t	(独自処理数量)	(引渡数量) 296t	(独自処理数量)
茶色のガラス製容器	(合計) 351t		(合計) 341t		(合計) 336t		(合計) 328t		(合計) 323t	
	(引渡数量) 351t	(独自処理数量)	(引渡数量) 341t	(独自処理数量)	(引渡数量) 336t	(独自処理数量)	(引渡数量) 328t	(独自処理数量)	(引渡数量) 323t	(独自処理数量)
その他のガラス製容器	(合計) 142t		(合計) 139t		(合計) 135t		(合計) 133t		(合計) 130t	
	(引渡数量) 142t	(独自処理数量)	(引渡数量) 139t	(独自処理数量)	(引渡数量) 135t	(独自処理数量)	(引渡数量) 133t	(独自処理数量)	(引渡数量) 130t	(独自処理数量)
主として段ボール製の容器	579t		573t		569t		565t		564t	
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	21t		21t		20t		20t		20t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 376t		(合計) 372t		(合計) 370t		(合計) 368t		(合計) 367t	
	(引渡数量) 376t	(独自処理数量)	(引渡数量) 372t	(独自処理数量)	(引渡数量) 370t	(独自処理数量)	(引渡数量) 368t	(独自処理数量)	(引渡数量) 367t	(独自処理数量)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,889t		(合計) 2,858t		(合計) 2,839t		(合計) 2,819t		(合計) 2,804t	
	(引渡数量) 2,864t	(独自処理数量) 25t	(引渡数量) 2,833t	(独自処理数量) 25t	(引渡数量) 2,814t	(独自処理数量) 25t	(引渡数量) 2,794t	(独自処理数量) 25t	(引渡数量) 2,779t	(独自処理数量) 25t
(うち白色トレイ)	(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 25t		(合計) 25t	
	(引渡数量) 25t	(独自処理数量)	(引渡数量) 25t	(独自処理数量)	(引渡数量) 25t	(独自処理数量)	(引渡数量) 25t	(独自処理数量)	(引渡数量) 25t	(独自処理数量)



## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

### 算出式

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (t/年)

$$= \text{容器包装廃棄物の排出量の見込み (t/年)} \times \text{分別基準適合物の割合 (\%)}$$

#### (1) 容器包装廃棄物排出量の見込み

市町ごとの品目別の原単位に、トレンド法により推計した市町ごとの計画収集人口を乗じて算出した。なお、品目別の原単位は次のとおり設定した。

##### ① スチール製の容器・アルミ製の容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器

本組合圏域内では、「スチール製の容器・アルミ製の容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器」を「資源ごみ」として、一括収集しているため、トレンド法により「資源ごみ」の原単位を推計し、再資源化実績等から「スチール製の容器・アルミ製の容器・無色のガラス製容器・茶色のガラス製容器・その他のガラス製容器」の混入割合を設定し、算出した。

##### ② 段ボール製の容器、紙製容器であって飲料を充てんするためのもの

トレンド法により算出した推計値は端的な傾向を示したため、令和3年度実績とした。

##### ③ ポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器

令和2年度、令和3年度の原単位実績がそれ以前の年度と比較して、大きく増加していることからトレンド法により算出した推計値の適用が困難であることから、顕著な値を示す以前の直近の令和元年度実績とした。

##### ④ プラスチック製の容器包装

トレンド法により算出した推計値は端的な傾向を示したため、令和3年度実績とした。

##### ⑤ 白色トレイ

原単位の値が小さいため、トレンド法により算出した推計値の適用が困難であることから、主に令和3年度の実績とした。(一部の町で令和元年度実績とした。)

#### (2) 分別基準適合物の割合

過去の実績 (平成29年度から令和3年度) を勘案して、設定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(容器包装リサイクル法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や住民団体による集団回収が進んでいる段ボール、飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
主としてスチール製の容器	資源ごみ	ステーション排出・ 自治体による定期収集	本組合
主としてアルミ製の容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として段ボール製の容器	古紙類	ステーション排出・ 自治体による定期収集 または自治会・住民団体 による集団回収	自治体 または 資源化業者
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)			
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器	ペットボトル	ステーション排出・ 自治体による定期収集	本組合
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	ステーション排出・ 自治体による定期収集	本組合
	プラスチックごみ		委託業者選別 保管施設

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(容器包装リサイクル法第 8 条第 2 項第 6 号)

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	資源ごみ	コンテナ	パッカー車 プレス車 平ボディ車	リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管施設)
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として段ボール製の容器	古紙類	紐で束ねる	パッカー車 プレス車 平ボディ車	自治体の保管施設 または 資源化業者施設
主として紙製容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)				
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル	コンテナ または袋	パッカー車 プレス車 平ボディ車	リサイクルプラザ (圧縮・保管・保管施設)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	袋		リサイクルプラザ (保管施設)
	プラスチックごみ			委託業者選別保管施設

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

鳥取県東部広域行政管理組合と鳥取県東部 1 市 4 町が策定した一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に沿って、分別収集計画を実効性のあるものとし、一層のごみの減量化及び再資源化を推進していくこととする。